

大通達甲（警）第17号  
令和6年9月27日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

### 多面評価の実施について（通達）

県警察においては、ハラスメント防止対策要綱（令和4年1月5日付け大通達甲（警）第1号別添）等に基づき、職員がその能力を十分に発揮できる良好な勤務環境を確保するための措置を講じているところであるが、この度、良好な勤務環境づくりを更に推進するため、下記のとおり多面評価を実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 多面評価の目的

多面評価は、幹部職員を被評価者として部下からの多面的な評価を行い、その結果を被評価者へフィードバックすることにより、被評価者の自己分析によるマネジメント能力の一層の向上を図るとともに、職員が働きやすい勤務環境を構築することを目的として実施する。

#### 2 実施体制

##### (1) 実施責任者

警務部長は、実施責任者として多面評価に係る事務を総括する。

##### (2) 被評価者

多面評価における被評価者は、次に掲げる者とする。

ア 所属長

イ 所属長以外の警視の階級にある警察官並びに課長級の事務職員及び技術職員

##### (3) 評価者

多面評価における評価者は、被評価者の部下職員のうち、別に定めるところにより選定されたものとする。

##### (4) 事務の処理

多面評価の実施に係る事務は、警務部警務課において行う。

#### 3 多面評価の実施

(1) 多面評価は、毎年1回、期間を定めて実施するものとする。

(2) 評価者は被評価者に対する評価を行い、評価結果を警務部警務課に提出するものとする。

(3) 評価結果の提出を受けた警務部警務課においては、評価結果をとりまとめ、被評価者及び被評価者の直属の上司（被評価者が警察署長の場合は、警務部長。以下同じ。）に対して送付するものとする。この場合において、評価結果の送付は、被評価者及び被評価者の直属の上司に評価者が特定されない方法によらなければならない。

(4) 評価結果の送付を受けた被評価者の直属の上司は、必要により被評価者へ指導・助言を行うものとする。

#### 4 留意事項

多面評価の評価結果は、人事評価や人事異動には反映しないものとする。ただし、多面評価において、非違行為やハラスメントに関する情報を把握した場合には、必要に応じて警務部警務課から関係部署に対して情報提供を行うなどの措置を講じる。

#### 5 その他

この通達に定めるもののほか、多面評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(警務課働き方改革係)